

東大和市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

東大和市証人等の実費弁償に関する条例（昭和61年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。